

お知らせ

家屋に関するお知らせ

【新築(増改築)調査にご協力を】

新築(増改築)家屋は、建築した年の翌年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

市では、平成30年度課税のために、平成29年1月2日以降、新築および増改築した家屋の調査を行っています。

調査は、市の調査員(固定資産評価補助員)が、事前に日程を調整のうえ伺います。調査員は、職員証明書等を提示しますので、ご協力をお願いいたします。

■調査内容 屋根や外壁・各部屋の内装などに使われている資材や設備の状況を調査します

【取り壊したときは「ご連絡を」】
市では、家屋の取り壊しの確認を行っています。課税

ご利用ください 6月の休日窓口

■開設時間 午前9時～午後1時

■開設窓口 市民課、保険年金課 国民健康保険係、子育て支援課 手当助成係(4日のみ)、納税課(4日のみ)
※一部取り扱いできない業務(後期高齢者医療事務・市税証明書交付事務ほか)もあり

平成29年度 市・都民税納税 税額決定通知書を発送

平成29年度(平成28年分)の市民税・都民税納税・税額決定通知書を6月9日に発送します。第1期の納期限は、6月30日です。納税・税額決定通知書が届きましたら、ご確認のうえ、納期限までの納付をお願いします。

また、平成29年度市民税・都民税課税(非課税)証明書は、6月9日から発行することができます。

☎市民税課市民税係 (042-387-9819)

市条例で指定する寄附金の対象法人を追加

個人市民税の控除対象寄附金となる法人(団体)として、次の法人を追加しました。

■対象法人 社会福祉法人チャレンジャー支援機構

■施行期日等 平成29年4月17日以後に支出した寄附金から適用となり、平成30年度課税から対象となります

■手続方法 寄附金税額控除を受けるためには、寄附をした年の翌年の確定申告(所得税)もしくは、市・都民税の申告(住民税)が必要となります。申告がない場合は、税額控除が受けられませんのでご注意ください。

■共通
なお、市・都民税の申告書のみの提出を行った場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

☎市民税課市民税係 (042-387-9819)

6月 ○は休日窓口開設日						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
④	5	6	7	8	9	10
⑪	12	13	14	15	16	17
⑱	19	20	21	22	23	24
㉕	26	27	28	29	30	

委員募集

共通

■報酬 1万円(1回)

他▷原則他の附属機関の委員の方を除きます▷小論文は返却します▷選考基準・方法、開催回数等詳細はお問い合わせください

名称	説明	定員	対象	任期	申込書配布	申込方法	問合先
市民参加推進会議委員	市民参加条例の適正な運用状況のチェックや市民参加の推進について、検討します	各3人(選考)	市内在住で、平成29年5月1日現在18歳以上の方	12月～平成31年12月(年4回程度開催)	-	7月1日(消印有効)までに、郵送、ファクスまたは直接、小論文(①②各400字以内・課題=「市民参加を進めるために必要なこと①市の役割②市民の役割」)・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記し、企画政策課へ	企画政策課企画政策係(〒184-8504住所不要・市役所本庁舎2階☎042-387-9800 FAX042-387-1224)
社会教育委員	社会教育行政に広く地域の意見を反映させるため、教育委員会の諮問機関として社会教育委員を設置しています		市内在住・在勤・在学中で、平成29年6月1日現在18歳以上の方	9月9日～平成31年9月8日	6月1日から、生涯学習課、市ホームページで	6月21日(必着)までに、郵送、ファクスまたは直接、申込書と小論文(800字以内・課題=「小金井市の生涯学習のあり方について」)を生涯学習課へ	生涯学習課生涯学習係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎7階☎042-387-9879 FAX042-383-1133)
公民館運営審議会委員	社会教育行政に広く地域の意見を反映させるために公民館運営審議会を設置しています		市内在住・在勤・在学中で、平成29年6月1日現在18歳以上の方	11月1日～平成31年10月31日	6月1日から、公民館本館、市ホームページで	6月21日午後5時(必着)までに、郵送、ファクスまたは直接、申込書と小論文(800字以内・課題=「時代に即した公民館運営と役割について」)を公民館本館へ	公民館本館(〒184-0004本町2-15-11☎042-383-1184 FAX042-387-1226)
図書館協議会委員	図書館のよりよい運営について、検討・審議します		市内在住で平成29年4月1日現在18歳以上の方=2人▷市内在住で保育施設を利用している子どもの保護者=1人▷市内在住で幼稚園を利用している子どもの保護者=1人	委嘱日から2年間(平成29年度は年6回程度開催予定)	6月1日から、図書館本館・各分室、市ホームページで	6月21日(必着)までに、郵送、ファクスまたは直接、申込書と小論文(800字以内・課題=「図書館の将来像」)を図書館本館へ	図書館本館(〒184-0004本町1-1-32☎042-383-1138 FAX042-384-3728)
子ども・子育て会議委員	子育て支援に関する総合計画である「のびゆく子どもプラン 小金井」(子ども・子育て支援事業計画)の施策の推進について検討・審議します	市内在住で平成29年4月1日現在18歳以上の方=2人▷市内在住で保育施設を利用している子どもの保護者=1人▷市内在住で幼稚園を利用している子どもの保護者=1人	委嘱日から2年間(平成29年度は年6回程度開催予定)	-	6月30日(消印有効)までに、郵送、ファクス、市ホームページ専用フォームまたは直接、小論文(800字以内・課題=「子育て支援の現状と課題について」)・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記し、子育て支援課へ	子育て支援課子育て支援係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎3階☎042-387-9836 FAX042-386-2609)	